

2018年4月25日

株式会社 山陰合同銀行

生命保険商品の新規取扱ならびに法人契約対象商品の追加について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、2018年5月1日（火）より、下記の生命保険の新規取り扱いならびに契約対象の拡大を開始しますのでお知らせいたします。

今回は、事業保障・役員退職金準備等の様々なニーズにお応えすることのできる法人向けの1商品を採用し、さらに現在取扱中の2商品の契約対象を法人にまで拡大します。

当行は今後も、保険商品のラインナップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 新規取扱開始商品（商品の特長は別紙をご参照ください。）

商品名	引受保険会社
ネオ de きぎょう ＜一定期間災害保障重視型定期保険＞	ネオファースト生命保険株式会社

2. 法人契約取扱開始商品（商品の特長は別紙をご参照ください。）

商品名	引受保険会社
ちゃんと応える医療保険E V E R	アフラック生命保険株式会社
生きるためのがん保険D a y s 1	

3. 取扱開始日

2018年5月1日（火）

以上

商品の特長

商品名	ネオ de きぎょう＜一定期間災害保障重視型定期保険＞
引受保険会社	ネオファースト生命保険株式会社
○保険期間を前期期間と後期期間に区分し、前期期間中は、不慮の事故による死亡保障を重点的に確保でき、後期期間では不慮の事故によるかに関わらず死亡保障を確保することにより、効率よく大型の保障を準備することができます。 ○前期期間の年数は所定の範囲内でご加入時にお選びいただけます。また、ご加入時に後期期間の保障を「基本タイプ」「逡増タイプ」からお選びいただけます。 ○「基本タイプ」「逡増タイプ」それぞれで、一定の条件を満たすことで保険料の全額を損金算入することが可能です。 ○急な資金ニーズに対して、解約返戻金を活用することが可能で、勇退時には解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。 ○基本タイプは保険金額 5 億円まで、逡増タイプは基本保険金額 1.4 億円（逡増後保険金額 7 億円）まで 4 項目の告知書抜でご加入いただけます。 ※このご案内は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。 ※「ネオ de きぎょう＜一定期間災害保障重視型定期保険＞」はネオファースト生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。	

商品名	ちゃんと応える医療保険 E V E R
引受保険会社	アフラック生命保険株式会社
○5 日未満の入院なら日帰り入院の場合でも、一律、入院給付金日額×5 日分をお支払します。 ○「長期入院充実プラン」「スタンダードプラン」なら、入院前 60 日以内の通院を保障、退院後 120 日以内の通院も保障します（最高 30 日まで）。 ○入院中の手術に加え、「外来による手術」や放射線治療を受けたときも保障します。 ○法人契約では一定条件を満たすことで保険料が全額損金に算入となります。また、保険料払込期間を 2 年・5 年・10 年の短期払とすることもできます。 ※このご案内は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。 ※「ちゃんと応える医療保険 E V E R」はアフラック生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。	

商品名	生きるためのがん保険D a y s 1
引受保険会社	アフラック生命保険株式会社
○初めて「がん」「上皮内新生物」と診断されたときに「診断給付金」を、「がん」での入院や通院が所定の条件に該当したときに「特定診断給付金」を一時金としてお受け取りいただけます（診断保障充実プランの場合）。 ○ 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の治療*₁のための通院は日数無制限で保障します。また、初めて診断確定された日、所定の治療*₁を受けた日、または退院日の翌日から365日以内の通院も日数無制限で保障します。 ○「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」および先進医療にも備えられます。 ○特約を付加することで、初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されてから（または前回の複数回診断給付金のお支払いから）2年以上経過後に「がん」と診断確定されていて、入院または所定の通院*₂で治療を受けたときに「複数回診断給付金」をお受け取りいただけます。 ※＜診断給付金複数回支払特約＞は、特約中途付加のお取扱いはありません。 ○法人契約では一定条件を満たすことで保険料が全額損金に算入となります。また、保険料払込期間を2年・5年・10年の短期払とすることもできます。 *₁ 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療（経口投与を除く）・ホルモン剤治療（経口投与を除く）をいいます。 *₂ 所定の通院とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療（経口投与を除く）のための通院をいいます（ホルモン剤治療のための通院は含みません）。 ※このご案内は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。 ※「生きるためのがん保険D a y s 1」はアフラック生命保険株式会社が引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。	

いずれの商品も、税務の取扱については、2018年4月2日現在施行中の、定期保険・長期平準定期保険・医療保険・がん保険に関する各種通達によります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家にご確認ください。